

事業者の皆様へ (無料)

事業系資源物受け入れのご案内

事業ごみの中には、リサイクル可能な資源物が多く含まれています。適正な分別を徹底することで、ごみの減量やリサイクル、さらにはコスト削減にもつながります。市内3箇所のリサイクルセンターでは、事業系資源物を無料で受け入れています。各リサイクルセンターの受け入れ日に随時持ち込みが可能ですので、ぜひご利用ください。

※持ち込みは自己搬入に限ります。収集運搬許可業者等に依頼して持ち込むことはできません。

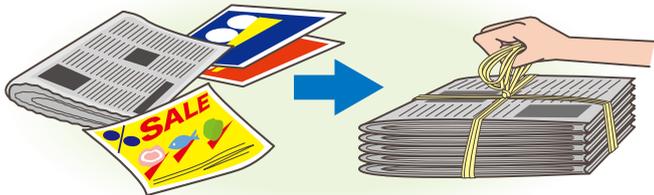
受け入れ品目

紙類

3種類ごとにひもでしばって、事業者の方ご自身でリサイクルセンターへ搬入してください。(しばるひもはビニールひもでもよい。ガムテープやラップは使用しない)

①新聞紙

新聞販売店折込の広告・チラシは、新聞紙と一緒に束ねてよい。

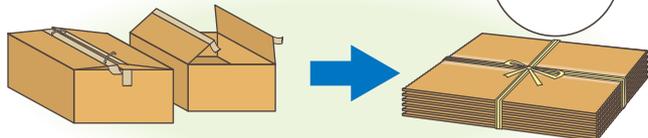


出し方

○ダイレクトメールなどは「③雑誌・雑がみ」で出す。

②段ボール

断面に空気層（波状）があるもの。



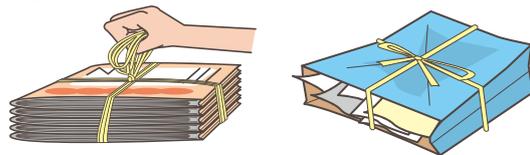
出し方

- ホチキス針・ガムテープ、シールは取らなくてもよい。
- 大きなものは折りたたむ。
- マークがあるものは混ぜない。

③雑誌・雑がみ



本、ノート、週刊誌、雑誌、図鑑、まんが本、カタログ、パンフレット、カレンダー、ポスター、封筒、コピー用紙、メモ紙、はがき、書籍の外カバー、紙袋、紙製のファイル、紙箱、台紙、包装紙、トイレトペーパーやラップの芯 など



出し方

- 小さなものは大きなものにはさみこむか、紙袋に入れて、ひもでしばる。
- ビニール、金物、布、革、プラスチックなど、紙以外の素材は取り除く。
- ホチキス針は取らなくてもよい。

対象とならないもの

- 水濡れ状態のもの、シュレッダーくず、粘着テープやセロファンが付着したものなど
- においのついた紙→洗剤・線香・石けんの箱など強いにおいがしみこんだ紙や包み紙など
- 油や食品で汚れた紙→宅配ピザ・ケーキ・ドーナツ・弁当等の箱、ティッシュなど
- 水に溶けない紙→写真、圧着はがき、ガムの包み紙、ビニールコーティングされた紙など
- 防水加工紙→紙コップ、紙皿など
- 合成紙 →ケーキ・キャラメル包装紙、クッキングシートなど
- 感熱紙→レシート・FAXロール紙など
- カーボン紙
- 建設業者の工作物の建築作業等で生じたもの、印刷加工業者の作業工程で生じたものなどは、**産業廃棄物**として処理してください。
- 紙パック、紙製容器包装
※このマークがついているもの⇒  

※なお、市内各リサイクルセンターの受け入れ日、位置図については、P.15をご覧ください。

補助金制度のご案内

私たちの暮らしの中でできる省エネルギー・資源活用に係る補助金制度がありますのでご活用ください。なお、補助金に関する詳しい内容は市へお問い合わせください。申請をする場合は、各担当へお越しください。

生ごみ処理機器等購入費補助金

担当：環境課もしくは各支所 【電話：71-2490（直通）】

ごみの減量化の推進を図るため、市内の一般家庭、又は事業所の生ごみ処理機、生ごみ処理容器及び草木粉砕機の購入に要する経費に対し、補助金を交付します。（当該年度の予算の範囲内で交付します）

補助の要件等（補助の対象となる方）

- 市内に住所を有する者又は市内の事業所の代表者であること
- 市税等の滞納がないこと
- 過去にこの補助金の交付を受けている場合において、交付を受けてから5年以上が経過し、当該機器が使用不能になっていること

補助の対象となる機器及び補助金額

※100円未満の端数金額は切り捨てとなります。

○生ごみ処理機

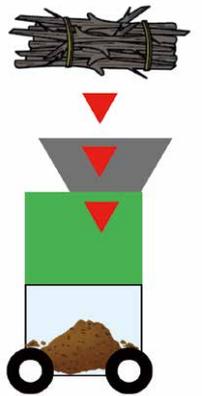
- 一般家庭等から排出される生ごみを電動もしくは手動によりかくはん又は加熱し、減量化する機能を持つ機器
- 購入費の2分の1 限度額 30,000円（1基のみ対象）

○生ごみ処理容器

- 発酵もしくは分解等により、生ごみを減量化する機能をもつボカシ容器及びコンポスター
- 購入費の3分の2 1基につき 限度額 3,000円（2基まで申請可能）

○草木等粉砕機

- 一般家庭等の敷地管理等で発生した小枝や刈草を細かく砕いて処理する機械
- 購入費の2分の1 限度額 10,000円（1基のみ対象）



交付申請に必要なもの

- 生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼請求書（購入後、1年以内に提出）
- 生ごみ処理機器等を購入したことを証する書類（領収書などの書類で機種及び購入金額が明示されているもの）
- 生ごみ処理機器等を設置したことが確認できる写真

住宅用雨水貯留施設設置補助金

担当：環境課

【電話：71-2492（直通）】

地下水かん養、雨水流出抑制、災害時の生活用水確保を図り、循環型まちづくりを推進するための雨水貯留施設の設置に要する経費に対し、補助金を交付します。 ※着工前の申請が必要です。（当該年度の予算の範囲内で交付します。）

補助の要件等（補助の対象となる方）

- 自らが居住する住宅に雨水貯留施設を設置しようとする者又は占有者（借家人等）
※占有者の場合は、建物所有者の同意書が必要です。
- 建物1棟ごとに1基を限度とする ■ 市税等の滞納がないこと

補助の対象となる機器

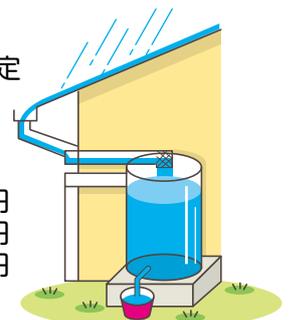
- 雨水を貯留するための構造をもった施設で、住宅の雨どい等に接続し架台等に固定して設置されているものとし、給水のための設備を含めたもの

補助率及び補助限度額

- | | | | |
|----------------------|---------|-----|------------|
| ■ 100リットル以上500リットル未満 | 費用の2分の1 | 限度額 | 1基 25,000円 |
| ■ 500リットル以上 | 費用の2分の1 | 限度額 | 1基 50,000円 |
| ■ 合併浄化槽から転用するもの | 費用の2分の1 | 限度額 | 1基 50,000円 |

申請に必要なもの

- 補助金交付申請書
- 納税状況等確認同意書
- 見積書及び内訳書の写し
- 設置予定箇所の写真
- 設置予定箇所の位置図・計画図
- 当該住宅の所有者の承諾書（当該住宅が申請者の所有でない場合）



2歳未満の乳幼児を養育されている方へもえるごみ専用指定袋交付事業のご案内



安曇野市では子育て支援事業として、2歳未満の乳幼児を養育されている保護者の方に紙おむつの排出に使用するもえるごみ専用指定袋（以下、指定袋という）の一部を交付します。交付を希望される場合は、次のとおり申請をしてください。

申請の対象者

安曇野市に住民登録のある2歳未満の乳幼児（施設入所児童を除く）を養育している同一世帯の保護者 ※里帰り出産等の場合、住民登録地が安曇野市外であれば対象になりません。

交付の内容

乳幼児1人につき、指定袋（中サイズ・容量30リットル・1パック10枚入）を年齢に応じて交付します。
◎1歳未満は10パック（100枚／一般廃棄物の処理手数料3,000円相当）
◎1歳以上2歳未満は5パック（50枚／一般廃棄物の処理手数料1,500円相当）

申請の手続きと引換方法

- (1) この申請は乳幼児1人につき、出生から2歳未満までの間で1回限りです。
- (2) 申請期限は、2歳に到達する日の前日までです。
- (3) 一般廃棄物の処理手数料減免申請書（様式第25号、以下、申請書という）と同意書（様式第25号の2）を記入・押印のうえ、環境課（本庁舎2階5番窓口）、または最寄りの支所へ提出してください。
- (4) 申請書は市役所窓口で用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- (5) 他の市区町村に出生届を提出された方には、後日、当市健康推進課が発送する育児教室（2～3ヵ月児）の対象者全員へご案内を同封します。
- (6) 申請書類を環境課で審査後、翌月10日以降に申請者へ一般廃棄物の処理手数料減免（承認・不承認）通知書・ごみ袋引換証を郵送します。
※生後2歳未満の乳幼児が2人以上いる場合は、乳幼児ごとにごみ袋引換証を発行します。
- (7) 引換の際は、ごみ袋引換証と指定袋を入れるマイバックを持参し、環境課（本庁舎2階5番窓口）または、各支所にご来庁ください。 ※代理の方による引換も可能です。
- (8) 引換の有効期限は、次年度の4月末までです。
- (9) 受け取られた指定袋の紛失、滅失、盗難等に対して、市はその責を負いません。

食品ロスの削減について



食品ロスとは何？

- 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
日本では、年間で約412万トンの「食品ロス」が発生していると推計されています。これを日本国民一人あたりの量に換算すると、年間約38kg、毎日ご飯茶碗約1杯分（約103g）の食べ物が捨てられている計算になります。（農林水産省及び環境省「令和4年度推計値」）
このうち、家庭から発生する食品ロスの量は約236万トンで、全体の約半分を占めています。
もったいないと思いませんか。

家庭での食品ロスを減らすことは、ごみの減量化につながっているのです。
大切な資源の有効活用や、環境負荷への配慮からも、「食品ロス」を減らすことが必要です。

食品ロス削減推進法が施行されました

- 食品ロスの削減を進めるため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が令和元年（2019年）10月1日に施行されました。安曇野市としても、今後、食品ロス削減推進計画の策定など、さらなる食品ロス削減にむけて取り組みを進めます。

食品ロスを減らすために 今すぐにできること

- ◇期限表示を正しく理解する
 - 以下の表を参考に、賞味期限と消費期限の違いを理解し、食べ物を無駄にしないようにしましょう。
 - 一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。
 - 賞味期限が過ぎたものでもすぐに廃棄せず、食べられるかどうかを判断しましょう。

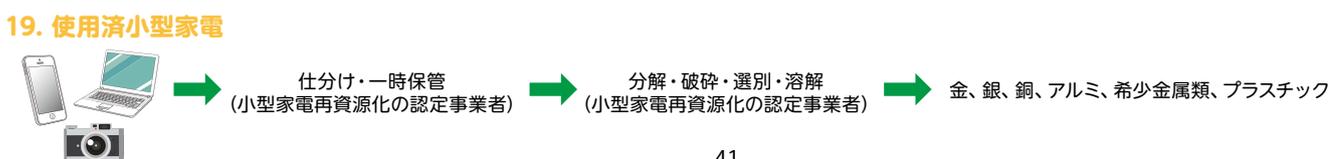
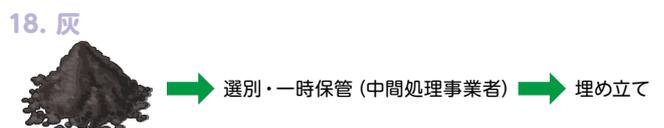
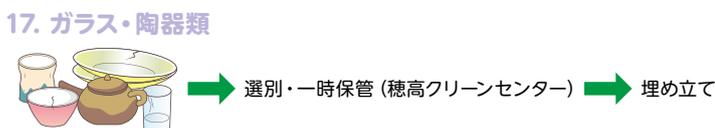
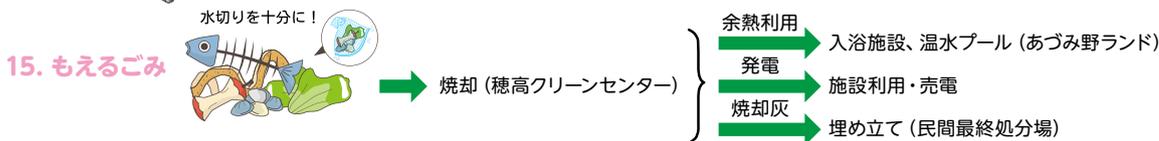
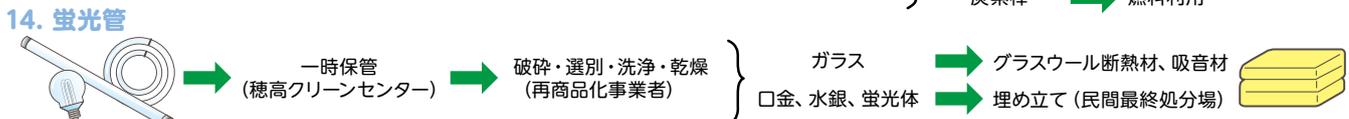
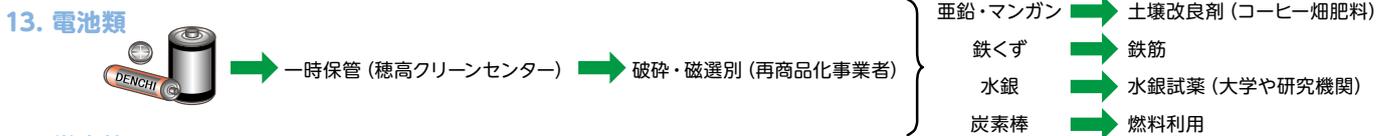
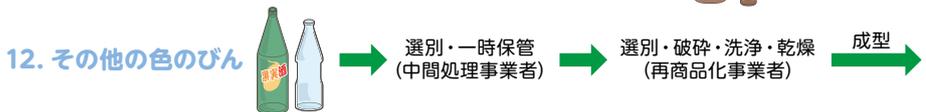
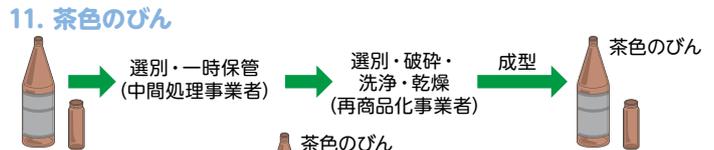
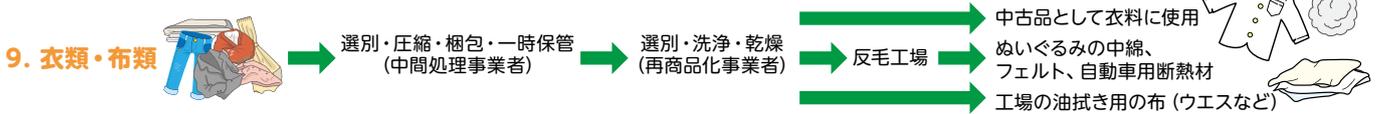
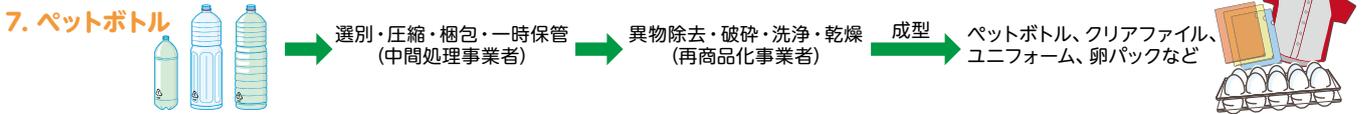
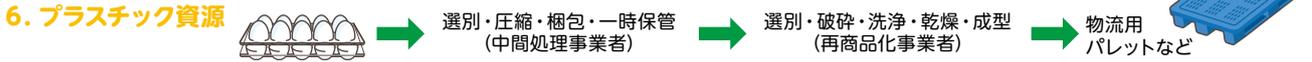
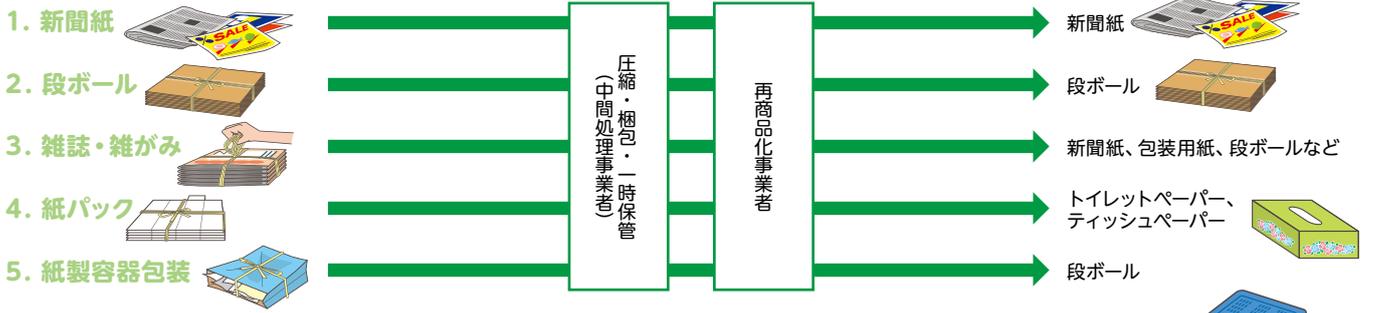
	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限	期限を過ぎたら食べないほうがよい年月日
表示	製造日から3か月を超えると年月で表示 3か月以内は年月日で表示	年月日で表示
対象	卵、牛乳、ハム、ソーセージ、缶詰、冷凍食品、レトルト食品、カップめん、お菓子 など	お弁当、おにぎり、サンドイッチ、調理パン、惣菜、生めん、ケーキ等の生菓子 など

- ◇買い物での工夫
 - 買い物に行くときは、残っている食品を確認してから行きましょう。 ⇒ **（買い過ぎない）**
 - 買い物は、必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。 ⇒ **（使い切る）**
 - すぐに使うものであれば、手前に陳列されているもの（消費期限や賞味期限が近いもの）から買いましょう。
- ◇調理する際の工夫
 - 食べきれる量を調理して、作りすぎないようにしましょう。 ⇒ **（食べ切る）**
 - 食べきれなかった料理は、保存して早めに食べたり、他の料理に作り替えるなどの工夫をしましょう。
（使い切りレシピ/クックパッド消費者庁の公式キッチン URL:<https://cookpad.com/kitchen/10421939> を検索）
 - 残っている食材を優先的に使ったり、食材の茎や皮も調理の使うなど、無駄なく調理するようにしましょう。
- ◇外食するときは
 - 食べきれる量の注文を心がけましょう。
 - 食べ残してしまった場合は、持ち帰ることができるかどうかをお店に確認してみましょう。
 - お店を予約するときに、食べ物の好き嫌いや年齢層を伝えてみましょう。
 - 宴会時には、「残さず食べよう! 30・10（さんまるいちまる）運動」を実践しましょう。
 - ※「残さず食べよう! 30・10（さんまる・いちまる）運動」とは、「乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席でお料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう。」という運動です。あるを尽くしての「食べ切り」を実践し、気持ちの良い宴会になるようにしましょう。

食品ロスを減らすことは、環境にも家計にもやさしい行動です。
大切なのは、一人ひとりが「もったいない」を意識して、日常生活を見直し、行動することです。
みなさんもできることから実行し、食品ロスを含むごみの減量にご協力をお願いします。

資源物・ごみのゆくえ

※令和7年2月時点

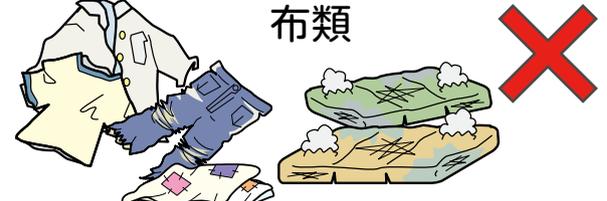
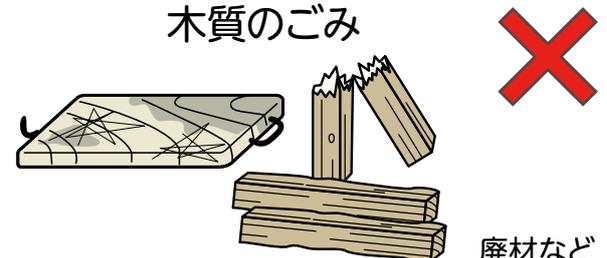


気をつけましょう!

ごみの野焼きは法律により禁止されています

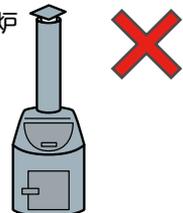
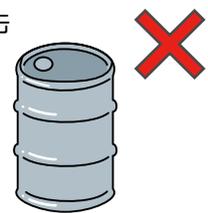
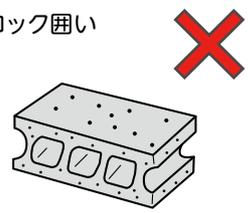
家庭ごみを焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部例外を除き禁止されています。違反すると5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

燃やしてはいけないものの例

<p>紙類</p>  <p>新聞・チラシ・包装紙など 焚きつけに使うのも×</p>	<p>布類</p>  <p>古着・敷き物・タオルなど</p>
<p>ビニール・プラスチック類</p>  <p>マルチシート・肥料袋・レジ袋など</p>	<p>木質のごみ</p>  <p>廃材など</p>

また、ドラム缶、ブロック囲い、地面の穴などの簡易焼却炉と見なされるもので焼却することも禁止されています。

使ってはいけないものの例

<p>簡易焼却炉</p> 	<p>ドラム缶</p> 	<p>ブロック囲い</p> 	<p>地面の穴</p> 
--	---	--	---

例外的に認められている焼却は？

原則として禁止されている廃棄物の焼却ですが、次にあげるものは例外として認められています。

- 風俗習慣上・宗教上の行事に必要な焼却 (三九郎など)
- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却 (あぜ焼き・稲わら・せん定枝の焼却など)
- 日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの (落ち葉の焼却・キャンプファイアーなど)

ただし…

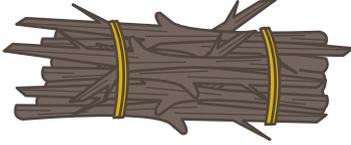
例外的に認められている焼却であっても、火災の危険性がある場合やまわりの方が迷惑を受けるような場合には、焼却の方法に対して指導することがあります。

煙に対する感じ方は、人によって違いますので、近所の方の迷惑にならないように風向き・燃やす量・時間などに十分注意してください。



利用しましょう!

木を処分するには以下の方法がありますので、ぜひご利用ください。

<p>緑のリサイクル (P.16を参照)</p>  <p>無料</p> <p>対象：せん定枝（太さ8cm以下） 場所：市内各リサイクルセンター （開場日のみ） 注意点：葉を落とし、ひもなどで束ねる</p>	<p>木くずの サーマルリサイクル (P.17を参照)</p>  <p>有料</p> <p>対象：せん定枝（8cmより太いもの）・ 木製品・廃材など（産業廃棄物を除く） 料金：5kgあたり100円+消費税 場所：豊科リサイクルセンター（開場日のみ）</p>
---	--

※ 詳しいことは、環境課までお問い合わせください。

不法投棄（ポイ捨ても含む）は犯罪です。

山林や河川、道路などへごみをみだりに捨てると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。違反すると5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、または両方が科せられる場合があります。不法投棄は周辺住民への迷惑、景観を損なうだけでなく、悪臭や土壌汚染など環境へも悪影響を及ぼし、決して許されるものではありません。**絶対に行わないでください。**

土地や建物の適正管理をお願いします。

自分の土地又は建物に「ごみ」が捨てられた（不法投棄された）場合で、ごみを捨てた行為者が判明しないときは、土地又は建物の所有者（占有者）が自らの責任でその「ごみ」を処理しなければなりません。

自分の土地や建物を守るのは自分自身です。みだりに「ごみ」が捨てられないように、日頃から所有する土地又は建物は適正に管理しましょう。

（※安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例／第18条）

【管理上のポイント】

- こまめに草刈り等を行い、見通しがきく、きれいな状態にしておく。
- 土地を柵で囲ったり、入口に鍵を設ける、看板を立てるなど、捨てられにくい環境をつくる。
- 定期的に見回りを行うなど、常に所有する土地や建物の状況を把握しておく。

【不法投棄を見かけたらー】

不法投棄をしている人や不法投棄されたごみ等を発見したときは、そのごみに手をつけたり、その場から動かすことはしないで、発見日時、場所、不法投棄物の内容などの現場の状況、行為者の特徴、車両のナンバーなど、わかる範囲で情報を記録し、警察に通報してください。



レンタル事業部 **ゴルフ事業部**(本間ゴルフ) **タイヤ事業部**(ブリヂストン)

▶建機レンタル・販売・修理 ▶ゴルフ用品の販売・修理 ▶タイヤ販売・交換・預かり
▶電動工具・イベント用品・レンタル・販売 ▶ゴルフコンペ開催

～みなさまの笑顔のために～

 **株式会社 アトミック**

〒399-8303 安曇野市穂高4962-2 TEL.0263-82-8686(代表) 
 info@atomiclease.com FAX.0263-82-8687

 **塚田不動産 株式会社**
 代表取締役 塚田光一郎



 ☎0263-72-7111 
 安曇野市豊科高家1071-42
 長野県知事(11)第2461号

オーダーカーテン・内装工事 お任せ下さい!



※お気軽にご相談下さい※
見積無料

お部屋に彩を。カーテン、ブラインド、ロールスクリーンなど、自由自在の組み合わせで居心地の良い空間を。クロス工事も承っております。

オーダーカーテン・クロス工事・内装工事全般 ☎0263-77-6389 
インテリア そやま 安曇野市三郷温907-2
 営業時間 / 10:00～18:00
 定休日 / 第2・4火曜、水曜

 **安曇野市**

市民生活部 環境課

☎:0263-71-2000(代表) ☎:0263-71-2490(直通)

(受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)



環境にやさしい大豆油インクを使用しています。
 再生紙を使用しています。



エコネコル あづみ野フラザ



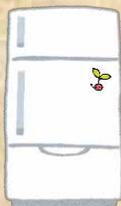
リサイクル家電4品目処分価格 **お得に処分できます♪**



液晶テレビ

16型以上 2,750円

15型以下 1,760円



冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・乾燥機

171ℓ以上 4,400円

170ℓ以下 3,300円



2,200円



エアコン

880円

(すべて税込価格)

リサイクル券不要!!

リサイクル券は必要ありません。そのままお持ち込みください!

軽トラック貸し出し

- ・あづみ野フラザに持込みの方に限り貸し出しを行っています。(片付け先が安曇野市の方)
- ・90分まで無料貸し出し
※超過後は別途料金が発生します。
- ・オートマ車(2WD)

窓口、お電話にてご予約を受け付けておりますので、ぜひご利用ください。



粗大ごみ処分料

- ・布団、家具、プラスチック製品等

88円 / 1kg

- ・小型家電(電気や電池で動くもの)

55円 / 1kg

(税込価格)

X(旧Twitter)やっています!

- ・細かい料金やイベント情報等、投稿しています!

@azumino_plaza



エコネコルあづみ野フラザ
安曇野市豊科5224-1

☎0263-87-3912
営業時間 8:30~16:30
(日曜定休)



信頼できる技術と施工
より良い暮らしを目指して



@FUJIHARAKOYO715

Instagram



公共工事(土木)、民間工事(外構工事、舗装工事、
住宅基礎工事、解体工事、造園工事等)

安曇野市豊科田沢5305-1

TEL.0263-72-3647 FAX.0263-72-3730

安曇野を中心に地域密着40年。
圧倒的な信頼・スピードでご対応いたします。



不動産の簡易査定は
こちらから

総合不動産(売買仲介・買取・賃貸・空き家活用)

タイラ不動産株式会社

タイラ不動産(株) 検索 0263-72-8484

安曇野市豊科4724-1 E-mail/info@taira-f.com 長野県知事(9)第3368号

地域に密着し、地域の発展に貢献し
お客様が安心できる街づくりをお約束いたします。



総合建設業



株式会社 武井組

安曇野市穂高5071-2

TEL:0263-82-2090 FAX:0263-82-7993

URL/http://takeigumi.co.jp/ 長野県知事許可(特-3)第000386号

家具製作・修繕承ります



- 注文家具作成
- 家具修理
- 椅子の張替え
- 木工製品の修正等

こだわりの手作り家具や
木の温もりで、
あなたの暮らしを
素敵に彩ります。



手作り家具・オリジナル木工製品・福祉用品・製造販売



有限会社 青葉木工

TEL:0263-62-5464
安曇野市明科七貫6204
営業時間 / 9:00~18:00
定休日 / 日曜、祝日
E-mail:aoba-mokkou@nifty.ne.jp

MEIHOKU
Electrical Industry

皆さまの暮らしを 電気 で支える。



有限会社 明北電気工業

〒399-7101 長野県安曇野市明科東川手636-1

0263-62-5311



松本市の皆さん

安曇野市の皆さん

引越等のご家庭の不要物、粗大ゴミ
お悩みではないですか?

- 家電類、家具類、バイク等大型ゴミ
- 大量のゴミ、少しのゴミ

★事業所の皆さん
機密書類の処理もお任せ下さい。

・見積無料 ・安心料金



商店・工場等粗大ゴミ 産業廃棄物の収集処理業務

(株) クリーンサービス

0263)87-1519 FAX(0263)87-1518
松本市市場1-66

